

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
46	寝屋川市 新型インフルエンザ等対策特別措置法による 予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和7年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	寝屋川市 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務とは、新型インフルエンザ特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民接種を行う。また、接種例規に関する情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続することで、各情報保有期間が保有する特定個人情報について照会・回答などの情報連携を行う。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳をもとに、対象者の選定 ②予防接種実施状況の登録（接種日、接種場所、Lot No等） ③情報提供ネットワークシステムでの予防接種履歴の照会・提供 ④健康被害が生じた場合の給付金の支給	
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、自治体中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
新型インフルエンザ予防接種ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表項番126	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]	
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の25、153の項 【情報提供の根拠】 番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の25、26、153、154の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	ア 対象者が成人 健康部健康づくり推進課 イ 対象者が子ども こども部子育て支援課 ウ 新型コロナウイルスワクチン接種 健康部健康づくり推進課
②所属長の役職名	ア 健康づくり推進課長 イ 子育て支援課長 ウ 健康づくり推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-825-2195
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども部子育て支援課 〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-838-0374 健康部健康づくり推進課 〒572-0831 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-812-2002
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	I－3 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号利用法第9条第1項 別表第一項番93の2 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第67条の2	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表項番126	事後	
令和7年2月13日	I－4－② 法令上の根拠	1. 番号利用法上第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（項番115の2） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（項番115の2）	【情報照会の根拠】 番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の25、153の項 【情報提供の根拠】 番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の25、26、153、154の項	事後	
令和7年2月13日	IV－8 人手を介在させる作業＞人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年2月13日	IV－8 人手を介在させる作業＞判断の根拠		・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	事後	
令和7年2月13日	IV－11 最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	